

毎週火、金曜日発行（但休日）に当る場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部改正
- ◇告示 土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業の認可
- ◇公告 職業訓練指導員試験の実施

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一のロ中3を次のように改める。

3 応急仮設住宅の一戸当りの規模は、一六・五平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができ費用は、一三〇、〇〇〇円以内とする。

別表第三の六の4中「二〇、〇〇〇円以内」を「二四、〇〇〇円以内」に改める。

別表第三の八の3のロの(1)中「小学生 一人につき 一五〇円以内」を「小学生 一人につき 一五〇円以内」に改める。

別表第三の八の3のロの(2)中「小学生 一人につき 七〇円以内」を「小学生 一人につき 一〇五円以内」に改める。

別表第三の十三の3中「半壊及び床上浸水した戸数の三パーセント」を「半壊及び床上浸水した戸数の一五パーセント」に改める。

別表第四の一のロを次のように改める。

ロ 日 当

- 1 医師及び歯科医師 一人当り一日につき 一、二〇〇円
  - 2 薬剤師 一人当り一日につき 一、〇〇〇円
  - 3 保健婦、助産婦及び看護婦 一人当り一日につき 七五〇円
  - 4 土木技術者及び建築技術者 一人当り一日につき 一、二〇〇円
  - 5 大工、左官及びとび職 一人当り一日につき 八〇〇円
- 附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

### 告 示

鳥取県告示第六百五十八号  
天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において

て準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年十一月四日認可した。  
昭和三十六年十一月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十九号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、栗谷箭溪土地改良区の定款変更を、昭和三十六年十一月十七日認可した。  
昭和三十六年十一月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第六百六十号

昭和三十六年九月三十日付けで、西伯郡名和町から申請のあつた土地改良事業(老朽溜池補強事業)計画については、審査の結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のよ

- うに縦覧に供する。
- 昭和三十六年十一月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写
  - 二 縦覧期間  
昭和三十六年十一月二十一日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
西伯郡名和町役場

### 公 告

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり行なう。

昭和三十六年十一月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の区分及び科目  
試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及

び実技試験によつて行なう。

建築大工  
板金工(工場板金作業)  
自動車整備工

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
建築大工	大工作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労働管理、生活指導)</li> <li>二 関連学科               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設工学大意(建築物の種類及び措置、建築工程、建築関係法規、構造力学)</li> <li>2 施工法(施工契約、建築工事、木工工作法)</li> <li>3 材料(建築用材料一般)</li> <li>4 設計(製図法、規格、建築設計、仕様精算)</li> </ol> </li> </ol>
板金工	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 現図及び板取り作業</li> <li>二 部品加工</li> <li>三 組立作業</li> <li>四 製品検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労働管理、生活指導)</li> <li>二 関連学科               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工作法(板金工作法、ろうづけ法、溶接工、プレス用機械の構造、機能及び取扱方法)</li> <li>2 材料(金属材料の規格用途及び性質、ろうづけ用材料)</li> <li>3 製図(平面及び立体画法、展開図法)</li> </ol> </li> </ol>

自動車整備  
指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導)

二 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除  
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
建築大工	大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校(明治三十六年勅令第六十号)による専門学校を含む)において建築科、土木建築科、建築工学科、木材工芸科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
板金工	大学において機械科、造兵科、金属材料、金属工業科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
自動車整備	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による二級ガソリン自動車整備士、二級自動車整備士若しくは二級自動車整備士資格取得者を受験対象とする者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

- 三 欠格者  
次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。
- 一 禁治産者及び準禁治産者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者
- 四 試験の期日  
学科試験 昭和三十七年二月十一日(日)  
実技試験 昭和三十七年二月十二日(月) から十八日(日)までの間において別に指定する日
- 五 試験の場所 倉吉市
- 六 集会時間及び携帯品  
集会時間 八時三〇分  
携帯品 筆記具、昼食
- 七 受験の申請  
1 次の書類を鳥取市本町三丁目商工会館別館内鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。

- イ 職業訓練指導員試験受験申請書
- ロ 履歴書
- ハ 戸籍謄本又は抄本
- ニ 写真(名刺型とし、申請前六月以内に撮影した正面、脱帽で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- ホ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については前記ニに掲げる者に該当することを証する書面

- 2 書類の提出期間  
昭和三十六年十二月十五日(金) から昭和三十七年一月六日(土) まで
- 3 受験手数料  
受験手数料は、次のとおりとし、鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。

免許職種	区分	受験手数料
建築大工	学科試験	五〇〇円
建築大工	実技試験	七〇〇円
板金工	学科試験	五〇〇円

- 4 受験票の交付  
書類を受理したときは、受験票を交付する。
- 八 合格者の発表  
昭和三十七年三月三十一日(土)までに合格証書を本人に交付することをもつてかえる。
- 九 その他

自動車整備工	実技試験	七〇〇円
	学科試験	五〇〇円

- 1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙等は、商工労働部職業安定課において交付する。
- 2 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問い合わせること。